

様式第1-2号

整理番号

3-6-6-1

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支 出 証 披 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	掛川市子どもの読書活動を考える会年会費		
年 月 日	令和2年6月1日～令和 年 月 日	金 額	1,000円

会の趣旨・目的	子どもの読書活動の計り知れない価値を認識し、読書環境の整備など読書活動に関する諸問題に取り組み、子どもの読書活動の推進に寄与する。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

P2
4月～P3
1月 10ヶ月分

$$1,000\text{円} \times 10/12\text{ヶ月} = 833\text{円}$$

※ 添付書類(団体の会則・事業概要・その他)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	833円	100%	833円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-6-1

領收証

令和2年6月1日

50 東堂 陽一 様

¥ 1,000 *

但 令和2年度 会費

上記金額正に領収しました

掛川市子どもの読書活動を考える会



名称

第1条 この会は、「掛川市子どもの読書活動を考える会」と称する。

本拠・事務局

第2条 この会の本拠・事務局は、下記とする。(事務局長宅)

目的

第3条 この会は、子どもの健やかな成長を願い、子どもの読書活動の推進を図ることを目的とする。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、思考力や表現力を高め、創造力を豊かなものとし、社会の一員として、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである。これらの計り知れない価値を認識して、読書環境の整備など読書活動に関する諸問題に取り組み、子どもの読書活動の推進に寄与する。

事業

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 掛川市立図書館、保幼・小・中・高等学校、福祉施設、公民館、地域生涯学習センター、その他関係機関等と連携し、子どもの読書環境を整え、読書活動の推進を図る。
- 2 子どもの読書の実態や環境について調査・研究を行い、提言する。
- 3 子どもの読書に関する学習会を行う。
- 4 読書活動に関する情報の収集および提供を行う。
- 5 その他、この会の目的を達成するために必要な事業。

会員・会費

第5条 この会の会員は、次の資格を有し、会費を納入するものとする。

- 1 この会の目的に賛同し、会の行う事業に参加するものをもって会員とする。
- 2 会費は、年1,000円とする。

役員

第6条 この会には、次の役員を置く。

会長1名 副会長1名 事務局長1名 事務局員若干名 監事2名

第7条 役員は、年度の最初の総会において、会員より選出する。

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会の業務を総括し、この会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 3 事務局員は、この会の事務を行う。
- 4 会長、副会長、事務局長、事務局員で運営委員会を組織し、会の運営を行う。

会議

第10条 総会は、年1回開き、会長が召集する。運営委員会は、必要に応じて会長が召集する。

会計

第11条 この会の会計は、次の通りとする。

- 1 この会の事業に要する費用は、会費・寄付金をもってあてる。
- 2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

会則の発効

第12条 この会則は、平成15年12月6日から効力を発する。

平成16年5月15日 一部改正

平成17年5月14日 一部修正

整理番号

3-6-6-2

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料		
年月日	令和2年6月2日～令和 年月日	金額	9,625円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
使途	令和2年6月分自動車リース料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》



普通預金(兼お借入明細) *差引残高の金額頭部にー(マイナス印) がある場合はお借入残高を表わします。

9

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 2- 6- 1				
2 D 2- 6- 1				
3 D 2- 6- 2				
4 D 2- 6- 3				
5 D 2- 6- 3				
6 D 2- 6- 3				
7 D 2- 6- 3				
8 D 2- 6- 9				
9 D 2- 6- 9				
10 2- 6-15				
11 D 2- 6-18				
12 D 2- 6-19				

38,500 トヨタファイナンス(カ)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
			%
政務活動、後援会活動、 私用で使用のため	38,500円	1/4	9,625円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3-6-6-3

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

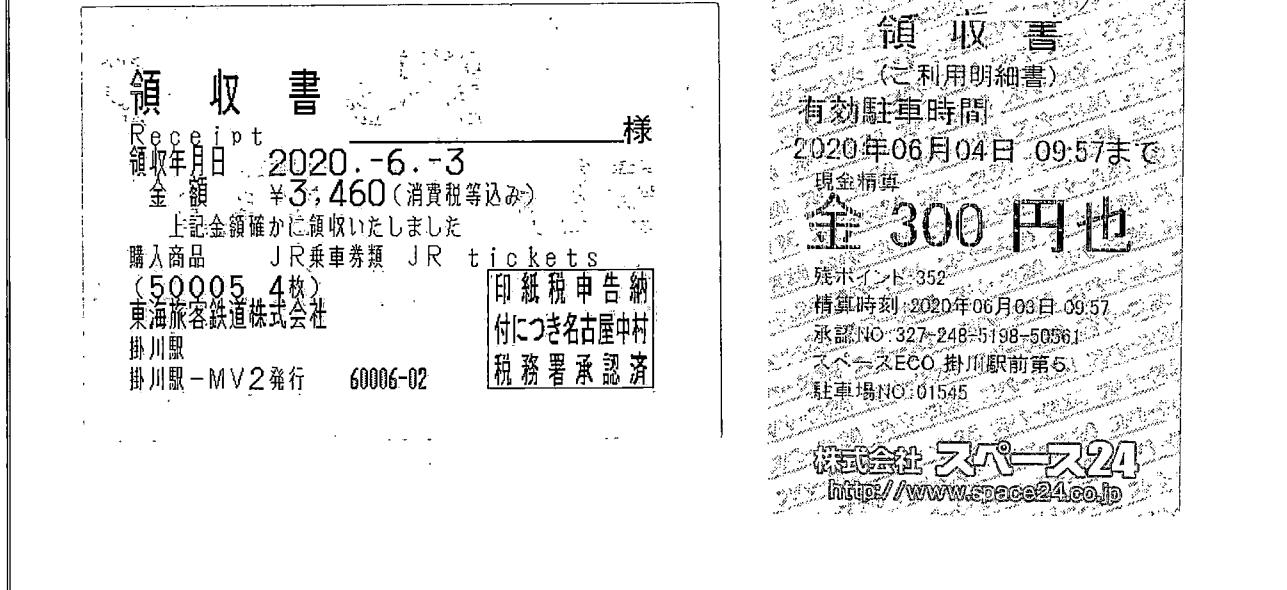
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和2年6月3日～令和 年 月 日	金 額	3,760円

目的	県道相良大須賀線に関する調査
使途	交通費（新幹線掛川駅～新幹線静岡駅）、駐車場
政務活動・ 県政との 関連性	県道相良大須賀線改良の施策を調査し、県政の進展に役立てる

<領収書貼付枠>



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,760円	/	100% 3,760円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3-6-6-4

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者		
----	-------	--	-------	--	-------	--	--

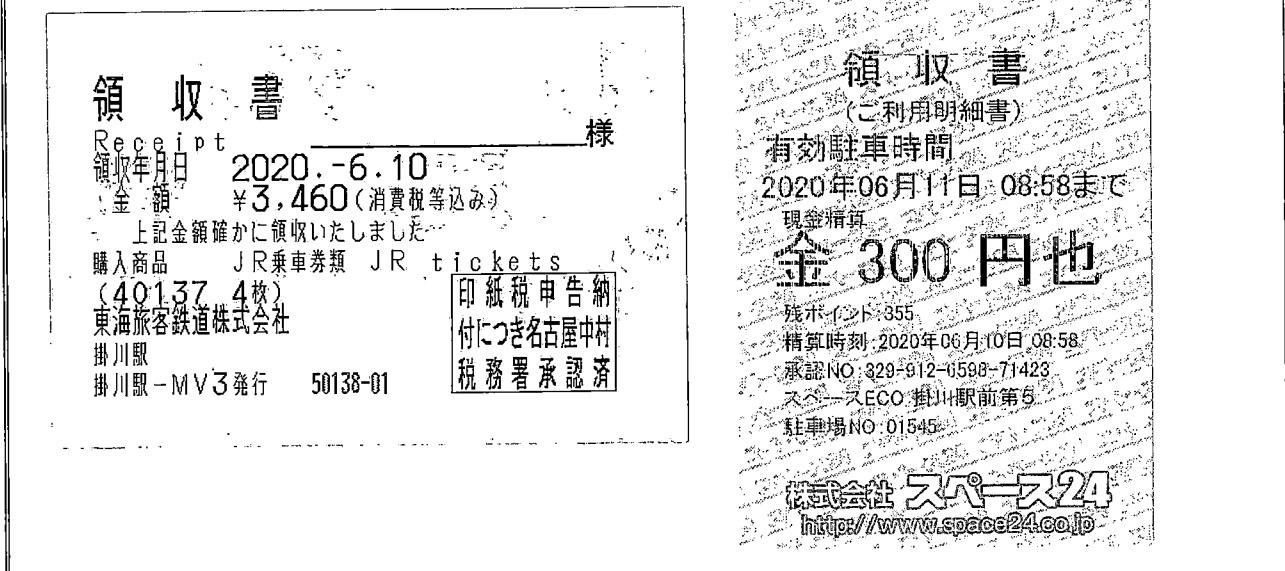
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和2年6月10日～令和 年 月 日	金 额	3,760円

目的	令和2年度6月議会議案説明会
使途	交通費(新幹線掛川駅～新幹線静岡駅)、駐車場代
政務活動・県政との関連性	令和2年度6月議会議案の調査を行い、県政の進展に役立てるための質問等の資料とする。

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,760円	100%	3,760円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3-6-6-5

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議 東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	掛川国際交流センター年会費		
年 月 日	令和2年6月11日～令和 年 月 日	金 額	3,000円

会の趣旨・目的	世界の様々な文化の理解及び交流の促進並びに地球市民としての共生を図る事業を行い、もって国際性豊かな人づくり・まちづくりに寄与することを目的とする。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

4月～7月 10ヶ月

3,000円 × 10/12ヶ月 = 2,500円

お取扱日 02-06-11 店番 123235 取扱番号 A93180002

取扱店 サクラキ

払込口座 00890-2 168277

払込金額 *3,000 料金 *0

0	0	8	9	0	2	5	0	0
					1	6	8	2
					7	7		

NPO法人掛川国際交流センター
会員登録料
金額
ご依頼人
東堂陽一様
印

振替受付票
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
(ゆうちょ銀行)

入金額 *3,000
おつり *0スマホ決済アプリ ゆうちょPay
口座の残高確認も 可能です！

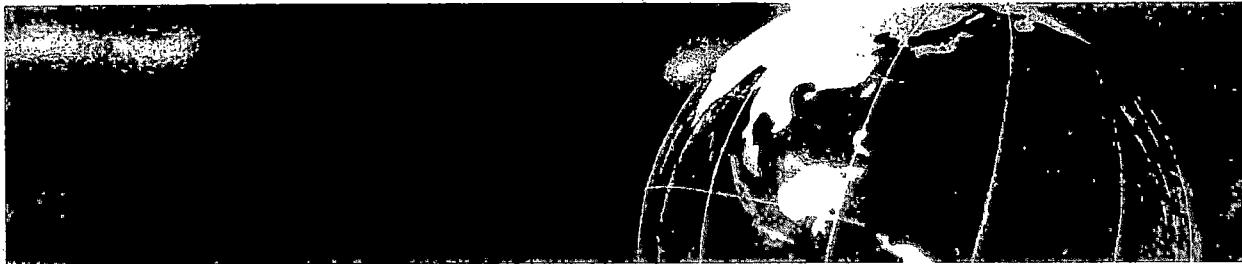
印紙税申告納付につき 越町税務署承認済

※添付書類：団体の会員・事業概要・その他（

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,000円	/	3,000円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-6-5



KICってどんなところ？ 国際交流センターの概要 事業内容 事業報告 姉妹都市交流 リンク お問い合わせ 掛川多言語生活情報ガイド

定款

言語を選択 Powered by Google 翻訳

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人掛川国際交流センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

ボランティアしてみたい

ホストファミリーしてみたい

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世界の様々な文化の理解及び交流の促進並びに地球市民としての共生を図る事業を行い、もって国際性豊かな人づくり・まちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

(1) 國際協力の活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) まちづくりの推進を図る活動

(4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 外国人への日本語・日本事情教育等の社会適応支援事業

② 国際交流活動支援事業

③ 国際協力推進事業

④ 国際化及び国際教育啓発事業

⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ホームステイしてみたい

掛川市日本語教室

KICの活動

学びたい

メディア掲載

センターだより



検索

過去の記事

月を選択

KICの会員になりませんか

ボランティア募集

メルマガ会員募集

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人、団体及び法人（以下「団体等」という。）

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して活動の補助及び後援をしようと入会した個人。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を提出するものとし、理事長は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体等にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体等が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

3-6-6-5

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

(1) 法令及びこの定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人以上

(3) 理事（理事長及び副理事長を含む。）6人以上

(4) 監事 2人以上

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事及びこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第15条 理事長及び副理事長は、この法人を代表する。

2 理事長は業務全般を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐して、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

5 監事は、法第18条に掲げる職務を行う。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかるわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(役員の報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 会費の額

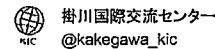
(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

@kakegawa_kicさんのツイート



掛川国際交流センター

@kakegawa_kic

Atualização de Dados de Auxílio Infantil e do Auxílio de Despesas Médicas Infantil

<Auxílio de Despesas Médicas...
fb.me/2oQsZWlHi

May 31日

埋め込む

Twitterで表示

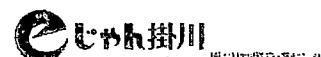


「いいね！」した友達はまだいません


 NPO法人掛川国際交流センター
5月30日 23:11

Atualização de Dados de Auxílio Infantil e do Auxílio de Despesas Médicas Infantil

<Auxílio de Despesas Médicas Infantil>

Informamos aos responsáveis, que, para obtenção do auxílio a partir de 1º de Outubro de 2017, será necessário realizar a atualização de dados.
• Beneficiados: もっと見る

3-6-6-5

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 法第18条第4号の規定に基づき、監事から招集があつたとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更

(4) 事務局の組織及び運営

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面等により招集の請求があつたとき。

(3) 法第18条第5号の規定に基づき、監事から招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

3-6-6-5

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生ずる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第43条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ法第25条第3項目に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものにかぎる）

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 前項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第

3項に掲げる者の中、解散の時点の総会において議決承認された者に譲渡されるものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

3-6-6-5

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第53条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員(年会費) 個人一口 3,000円・団体等一口10,000円

(2) 賛助会員(年会費) 個人一口 2,000円・団体等一口 5,000円

3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2004年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2003年3月31日までとする。

定款変更

平成18年7月1日

第1章(事務所) 第2条 (旧) 「この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市上内田2040に置く」
→(新) 「この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く」

1 この定款は、2012年6月16日から施行する。

1 この定款は、所轄庁の認証日2012年12月17日から施行する。

(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名 氏 名

理事長 平野正俊

副理事長 滝沢恵子

理事 事 高木敏男

理事 事 溝口博之

理事 事 保崎則雄

理事 事 内藤文子

理事 事 熊谷まり子

監事 事 梅田文子

監事 事 横葉幸宏

- | | | | |
|----------------|----------|-----------------|-------------------|
| ▪ KICってどんなところ? | ▪ 事業内容 | ▪ ボランティアしてみたい | ▪ K I Cの会員になりませんか |
| ▪ 國際交流センターの概要 | ▪ 事業報告 | ▪ ホストファミリーしてみたい | ▪ ボランティア募集 |
| ▪ 定款 | ▪ 姉妹都市交流 | ▪ ホームステイしてみたい | ▪ メルマガ会員募集 |
| ▪ 役員紹介 | ▪ リンク | ▪ 掛川市日本語教室 | |
| ▪ 事務局・スタッフ紹介 | ▪ お問い合わせ | ▪ KICの活動 | |
| ▪ 会員募集とご寄付のお願い | | ▪ 学びたい | |
| ▪ アクセス | | ▪ メディア掲載 | |
| | | ▪ センターだより | |

〒436-8650 静岡県掛川市長谷1-1-1 掛川市役所2階テラス

TEL&FAX : 0537-24-5595

平日 9:00~16:00 ポルトガル語通訳 月・水・金 10:00~15:30

〒436-8650 Kakegawa-shi Nagaya 1-1-1 2º andar, da prefeitura de Kakegawa

TEL&FAX : 0537-24-5595

Aberto 9:00~16:00 Intérpretes (português) Segunda,quarta e sexta 10:00~15:30

整理番号

3-6-6-6

決裁	会派代表者		經理責任者		經理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	世界女性会議ネットワーク静岡年会費		
年 月 日	令和 2 年 6 月 11 日～	年 月 日	金 額

会の趣旨・目的	県民に対して、女性問題に関する情報発信と、女性の社会進出の支援に関する活動を行い、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領收書貼付件》

P_2 4月 ~ P_3 1月 10ヶ月

5,152 ft x 10 / 12 ft A

$$= 4.293 \text{ m}$$

票細明用利

印紙税申告納
付につき翹町
税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（（定款））

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		/	
全て政務活動にかかる ものである。	4,293 5,152円	100%	4,293 5,152円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人世界女性会議ネットワーク静岡定款

第1章 総則

(名称) 特定非営利活動法人世界女性会議ネットワーク静岡

第1条 この法人は、特定非営利活動法人世界女性会議ネットワーク静岡という呼称を使用する。

(事務所) 浜松市中区観音一丁目2番9号

第2条 この法人は、主たる事務所を浜松市中区観音一丁目2番9号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的) この法人は、県民に対して、女性問題に関する情報発信と、女性の社会進出の支援に関する活動を行い、

ジェンダー平等な男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうちに掲げる活動を行なう。

(1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(4) 国際協力の活動

(5) まちづくりの推進を図る活動

(6) 社会教育の推進を図る活動

(7) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① ジェンダーに係る情報の受発信事業

② 女性問題、ジェンダー問題を主題にした研修事業

③ 女性問題に係る国際協力事業

④ 女性の文化活動支援事業

⑤ 男女共同参画を推進することを目的とする施設の事業企画・管理・運営の委託請負

⑥ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別) 本法人の会員は、正会員と賛助会員の二種類である。

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に活動を支援、協力するために入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) この法人の目的に賛同し事業に参加できるもの

2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むもの

とし、代表理事は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 入会する者は、正会員登録申請書に記載の事項を虚偽の記載しないこと。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人または団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定める入会金を入会時に、会費を総会時に納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を一年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えないなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1人
- (2) 理事 (代表理事を含む) 3人以上5人以内
- (3) 監事 2人

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれるととなってはならない。

(役員の職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反す

る重大な事実があることを発見した場合はこれを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務遂行の状況又はこの法人の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(役員の欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が次けたときは、速滞なくこれを補充しなければならない。

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があつたとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(名誉理事、顧問及び参与)

第 20 条 この法人に、名誉理事、顧問並びに参与を置くことができる。

- 2 名誉理事、顧問並びに参与は理事会の推薦に基づき、代表理事が委嘱する。
- (職員) (略)

第 21 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(総会の種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 24 条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、不可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 3-6-6-6

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、同否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係の有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品

- (5) 資産から生ずる収益
 - (6) 事業に伴う収益
 - (7) その他の収益
- (資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び活動予算)

第45条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、総会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第47条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 総則

(細則)

第56条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

付則

1 この定款は、この法人の成立の日から施工する。

2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条に規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

① 入会金 5,000円

② 年会費 5,000円

(2) 賛助会員

年会費 2,000円／1口

3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項および第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成15年3月31日までとする。

附則

この変更は、平成24年9月29日から施行する。

附則

この定款は、所轄庁の認証を受けた日(平成24年12月18日から施行する。

(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名	氏名
代表理事	佐藤 和子
副代表理事	天野 淑子
副代表理事	松本 玲子
副代表理事	守屋 秀子
理事	跡見 貞子
理事	石川美知子
理事	加藤千恵子
理事	佐藤 成子
理事	末永 和代
理事	森 美佐江
理事	湯浅 優子
理事	米倉まさ子
理事	原田 道子
理事	鈴木 市代

整理番号

3-6-6-7

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和2年6月22日～令和 年 月 日	金 額	3,760円

目的	農政研修会（お茶の振興策等）に参加
使途	交通費（新幹線掛川駅～新幹線静岡駅）および駐車場代
政務活動・県政との関連性	農政研修会に参加をし、お茶の振興策を勉強・県政の進展に役立てる

《領収書貼付枠》

領 収 書 Receipt 様 領收年月日 2020.6.22 金額 ¥3,460(消費税等込) 上記金額確かに領収いたしました 購入商品 JR乗車券類 JR tickets (00056 4枚) 東海旅客鉄道株式会社 掛川駅 掛川駅-MV3発行 10057-02 	領 収 書 (ご利用明細書) 有効駐車時間 2020年06月23日 14:28まで 現金精算 全 300 円也 残ポイント 61 精算時刻 2020年06月22日 14:28 承認 NO. S23-887-198-71385 スペース ECO 掛川駅前第5 駐車場 NO. 01545
--	--

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,760円	/	100% 3,760円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 3-6-6-8

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所浄化槽維持管理料		
年月日	令和2年6月22日～	年月日	金額 935円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持
使途	令和2年5月分浄化槽維持管理料
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

13 D 2- 6-22	1,870 チュウエンカンキョウホセ
14 D 2- 6-23	
15 D 2- 6-23	
16 D 2- 6-25	
17 D 2- 6-25	
18 2- 6-25	
19 D 2- 6-25	
20 D 2- 6-25	
21 D 2- 6-25	
22 D 2- 6-25	
23 2- 6-29	
24	

上記最終差引残高を新通帳に譲越しました。

他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払金額欄に「他券」と表示し、その右側に払戻しのできる予定期を表示します。なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

摘要欄に「* A.D.*」、「* C.D.*」等の「* *」のついた取引については、仮の記帳です。後日、記帳されていないお取引とともにご記入いたします。なお、残高はこの



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	1,870 円	1/2 %	935 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-6-8

請求書

No.2005-1-975081

2020年 05月 13日

コードNo.

静岡県掛川市家代65-1

東堂 陽一事務所

様

御請求額 1,870 円 (内消費税 170 円)

但し 凈化槽維持管理代金

2020年 05月 13 日分 御請求申し上げます。

作業内容	内訳
清掃	円
汚泥引抜	円
保守点検	1,700 円
維持管理	円

貴指定口座より 2020年 06月 22日 に振替させていただきます。

中遠環境保全株式会社

代表取締役 高橋 勇

静岡県掛川市八坂317番3
TEL 代表 0537-27-1248

担当者

整理番号

3-6-6-9

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	倫理法人会会費(令和2年6月)		
年 月 日	令和2年6月23日～令和 年 月 日	金 额	10,000円

会の趣旨・目的	経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々ネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。
会の活動内容等	講習会、講演会、座談会、研修会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をする。会の目的、活動指針にあるような、地域社会の発展、環境の保全と美化、そして経営者である構成会員の産業の振興などに関する意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

13 D 2- 6-22	
14 D 2- 6-23	10,000 SMBC(りんりほうきや)
15 D 2- 6-23	
16 D 2- 6-25	
17 D 2- 6-25	
18 2- 6-25	
19 D 2- 6-26	
20 D 2- 6-26	
21 D 2- 6-26	
22 D 2- 6-26	
23 2- 6-29	
24	

上記最終差引残高を新通帳に継越しました。

■他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払金額欄に「他券」と表示し、その右側に払戻しのできる予定日を表示します。なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

■摘要欄に「AD*」、「CD*」等の「* *」のついた取引については、仮の記帳です。後日、記帳されていないお取引とともにご記入いたします。なお、残高はこの通帳の最終残高です。



掛川奈畑

※添付書類：団体の会則・事業概要・その他(定款(抄))No.3-6-4-9に添付済

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,000円	100%	10,000円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3-6-6-10

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	電話機リース料		
年 月 日	令和2年6月25日～令和 年 月 日	金 额	3,942 円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和2年6月分電話機リース料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

13 D 2- 6-22
 14 D 2- 6-23
 15 D 2- 6-23
 16 D 2- 6-25
 17 D 2- 6-25
 18 2- 6-25
 19 D 2- 6-25
 20 D 2- 6-26
 21 D 2- 6-26
 22 D 2- 6-26
 23 2- 6-29
 24

7,884 NTTファイナンス(カ)

上記最終差引残高を新通帳に繰越しました

他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払金額欄に「他券」と表示し、その右側に払戻しのできる予定日を表示します。なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については、仮の記帳です。後日、記帳されていないお取引とともにご記入いたします。なお、残高はこの通帳の最終残高です。



掛川茶知

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	7,884 円	1/2 %	3,942 円

* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3-6-6-11

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	静岡新聞購読		
年 月 日	令和2年6月26日～令和 年 月 日	金 额	1,650円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和2年6月分購読料
政務活動・県政との関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

13 D 2- 6-22
14 D 2- 6-23
15 D 2- 6-23
16 D 2- 6-25
17 D 2- 6-25
18 2- 6-25
19 D 2- 6-26
20 D 2- 6-26 新聞代 3,300 カサマシンファン
21 D 2- 6-26
22 D 2- 6-26
23 2- 6-29
24

上記最終引落高を新通帳に継越しました。

■他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払金額欄に「他券」と表示し、その右側に払戻しのできる予定期を表示します。なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

■摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については、仮の記帳です。後日、記帳されていないお取引とともにご記入いたします。なお、残高はこの通帳の最終残高です。



掛川茶畠

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で使用のため	3,300円	1/2	1,650円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3-6-6-12

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページ保守、更新		
年 月 日	令和2年6月29日～令和 年 月 日	金 額	16,610円

目的	ホームページを通じて議員としての情報発信をし、県政の報告、課題等を県民の皆様に発信する。
使途	令和2年6月分保守料
政務活動・県政との関連性	県政・県議会の仕事内容や活動内容に対して、県民の皆様からは良く分からぬという声を聞く。その報告と共に、県内の動向を発信し、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。

<領収書貼付枠

ご利用明細

静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年 月 日	振替先店番・科目・口座番号	049
02 06 29		
銀行番号	店番号	科目 口 座 番 号
お取扱店	お取引内容	お 取 引 金 額
0317	お引出し	¥ 16,500
お取扱枚数	二千四百四十九円(500P)(100P)(50P)(5P)(5M)(50M)(500M)	
	おつり	残 高
		* * * * * * * * * *
キャッシング	手数料	時 刻
		お取扱いできない場合
	¥ 110	0957 0099
お振込先明細	ジス"オカ ササカ"セ 普通 0480639 イマクロテ"サ"イン コイケ トシヒコ 様	
内	トウト"ウ ヨウイチ 様	
	TEL 0537-23-3091	

06.520.38 01 (裏面もご覧ください)

按 分 の 理 由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	16,610円	/	16,610円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-6-12

NO. 202006-21
2020年 6月 25日

御 請 求 書

東堂陽一 様

macro Design

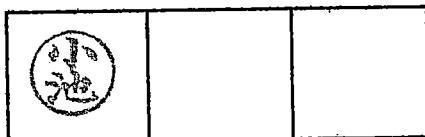
マクロデザイン

〒435-0008 静岡県浜松市東区下石田町136
TEL 053-422-7017 /FAX 053-571-5112

担当者 小池 敏彦

下記の通り、ご請求申しあげます。

合計金額 ￥16,500



品 名	数量	単 価	金 額	備 考
2020年6月HP管理サポート費	1 式	15,000	15,000	
合計(税無)			¥15,000	
消費税			¥1,500	
総計(税込)			¥16,500	

備考:

振込先: 静岡銀行さがせ支店 (普) 0480639 イマクロデザイン 小池敏彦

整理番号

3-6-6-13

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和2年6月1日～令和2年6月30日	金額	45,000円

目的	調査研究など政務活動を補助する事務員を雇用
用途	令和2年6月分給与
政務活動・県政との関連性	
《領収書貼付枠》	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	45,000円	100%	45,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

給与支払明細書

2020 年 6 月分 支給日 2020 年 6 月 30 日

所属				氏名			殿
出勤日		日間	労働時間	時間内	36 時間	分	時間外 分
支給額							
時間給					1,250	円	
割増時間給						円	
時間給合計						円	
基本給						円	
所定時間外賃金						円	
家族手当						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
通勤費						円	
合計					45,000	円	
控除額							
健康保険料						円	
厚生年金						円	
雇用保険料						円	
所得税						円	
住民税						円	
						円	
						円	
						円	
合計					0	円	
差引支給額					45,000	円	

[事業所名] 東堂陽一 事務所

[事業所所在地] 静岡県掛川市家代65-1

会派様式第5号

雇用実績表

6月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	政務活動業務内容
			うち政務活動業務時間数
1	月		
2	火	4	4 政務調査資料準備
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水		
11	木	4	4 政務調査資料準備
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		
16	火	4	4 6月定例会資料準備
17	水		
18	木	4	4 6月定例会資料準備
19	金		
20	土	4	4 6月定例会資料準備
21	日		
22	月		
23	火		
24	水		
25	木	4	4 政務調査資料準備
26	金	4	4 6月定例会資料準備
27	土		
28	日		
29	月		
30	火	8	8 6月分政務活動費支出関係書類作成
計		36	36

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和2年6月30日

会派・議員名 東堂陽一
自民改革会議

[政務活動費充当計算] ①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)36時間} × 単価{1,250円} = ④45,000円

②総支給額{ 円} × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号

3-6-6-14

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	聖教新聞購読		
年月日	令和2年6月30日～令和 年月日	金額	1,934円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和2年6月分購読料
政務活動・県政との関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

※領収書貼付

<p>新規購読料 領 収 証</p> <p>東堂 陽一 事務所 様</p> <p>ご購読ありがとうございます。 下記金額を正に領収いたしました。 領収日 6月30日</p> <p>2020年 6月分</p> <p>領収金額</p> <p>¥1,934 ☆</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>品名</th> <th>定価(税込)</th> <th>部数</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>聖教新聞※</td> <td>1,934</td> <td>1</td> <td>1,934</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	品名	定価(税込)	部数	金額	聖教新聞※	1,934	1	1,934									<p>(10%対象 0) (8%対象 1,934)</p> <p>※は軽減税率対象品目です。</p>	<p>販売店 落合 信幸 住所 島田市向谷元町793-1 TEL 0547-37-0661 FAX 0547-34-0136 店舗登録 お申込No. [REDACTED]</p>
品名	定価(税込)	部数	金額																
聖教新聞※	1,934	1	1,934																

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,934円	/	1,934円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-6-6-15
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書（自動車燃料代）

【 6 月分】

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	135.6	18円×135.6km／km	2,441
※単価による充当方式 : 単価(円) × 走行距離(km)			
※領収書による充当方式			
・積上げ方式 : 領収書金額(円) × 走行距離(km) / 総走行距離(上記C)(km)			
・充当限度割合による按分 : 領収書金額(円) × 充当限度割合			
«支払証明» 上記のとおり支払った(充当した)ことを証明します。			議員氏名 東堂陽一

«領収書貼付枠»

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		/	
全て政務活動にかかるものである。	2,441 円	100%	2,441 円

* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3-6-6-16

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所電気料		
年 月 日	令和2年7月1日~令和 年 月 日	金 额	7,727 円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持
使途	令和2年6月分電気料
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

$$10,675 \text{ 円} + 4,778 \text{ 円} = 15,453 \text{ 円} \div 2 = 7,727 \text{ 円}$$

		普通預金(兼お借入明細) *差引残高の金額頭部にー(マイナス印)がある場合はお借入残高を表わします。 1		
年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 D 2- 6-30				
2 D 2- 6-30				
3 D 2- 6-30				
4 D 2- 6-30				
5 D 2- 6-30				
6 D 2- 6-30				
7 D 2- 7- 1	電気料金	10,675		
8 D 2- 7- 1	電気料金	4,778		
9 D 2- 7- 2				
10 D 2- 7- 3				
11 D 2- 7- 3				
12				

按分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		1/2	7,727 円
	15,453 円	%	

* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-6-16

436-0225
静岡県 挂川市 家代 65-1

中部電力ミライズ株式会社

東堂陽一事務所 東堂陽一様

[L11 007724# 001/002 016076]

担当窓口：カスタマーセンター

030-0861、

青森市長島2丁目19-1 青森東京海上日動ビル4F

0120-985-232 (停電・電柱等の電気設備関連)

0120-921-691 (電気・ガスの開始・廃止申込)

0120-921-693 (契約の変更申込)

0570-048-155 (支払期限・方法等の料金関連)

0120-921-697 (上記以外の問い合わせ)

電気ご使用量のお知らせ

毎度お引立ていただきありがとうございます。

令和2年6月分

作成日 令和2年6月18日

の電気ご使用量を下記のとおりお知らせいたします。

おなまえ 東堂陽一事務所 東堂陽一様

お客様番号	日程	契約種別	契約容量	力率	供給地点	特定番号
[REDACTED]		16 低圧電力	7 kW	90%	0402405663	010601000000
検針日	ご使用期間	ご使用日数	記事			
6月18日	5月21日～6月17日	28日				

ご使用量 205 kWh

ご請求予定額 10,675円

(うち消費税等相当額) 970円

振替予定日 7月1日

[ご請求予定額内訳]

基本料金	7,607円60銭
電力量料金	2,457円95銭
(うち燃料費調整額 -717円50銭)	
再エネ発電促進賦課金	610円

燃料費調整単価(税込) -3円50銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価(税込) 2円98銭/kWh

翌月(7月分)のご案内

検針日 7月20日 ご使用期間 6月18日～7月19日

燃料費調整単価(税込) -3円56銭/kWh

電気料金領収証(口座振替払用)

東堂陽一事務所 東堂陽一様

下記金額を口座振替により領収させていただきました。

令和2年5月分(ご使用期間 4月20日～5月20日)

お客様番号	日程	16
領収金額	9,062円	97kWh

振替年月日 令和2年6月3日

* 口座番号の表示を希望されるお客様は、担当営業所までご連絡ください。

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済

中部電力ミライズ株式会社

作成地: 名古屋市東区東新町

※ 本状により集金することはありません。

[前年同月実績] (ご使用日数28日 契約容量 7 kW)
ご使用量 130 kWh

436-0225
静岡県 掛川市 家代 65-1

3-6-6-16

中部電力ミライズ株式会社

東堂陽一事務所 東堂陽一様

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
(L11 007724 002/002 016075)

担当窓口: カスタマーセンター

030-0861

青森市長島2丁目19-1 青森東京海上日動ビル4F

0120-985-232 (停電・電柱等の電気設備関連)

0120-921-691 (電気・ガスの開始・廃止申込)

0120-921-693 (契約の変更申込)

0570-048-155 (支払期限・方法等の料金関連)

0120-921-697 (上記以外の問い合わせ)

電気ご使用量のお知らせ

毎度お引立ていただきありがとうございます。

令和2年6月分

の電気ご使用量を下記のとおりお知らせいたします。

おなまえ 東堂陽一事務所 東堂陽一様

お客様番号	日程	契約種別	契約容量	力率	供給地点	特定番号
[REDACTED]	16	おとくプラン	40A		040240566301060200	0000
検針日	ご使用期間	ご使用日数	記事			

ご使用量 173 kWh

ご請求予定額 4,778円
(うち消費税等相当額) 434円
振替予定日 7月 1日

【ご請求予定額内訳】

基本料金	1,144円00銭
電力量料金 1段料金	2,108円40銭
2段料金	1,168円12銭
(うち燃料費調整額 - 605円50銭)	
おとく割	-102円00銭
初回引落割引額	-55円00銭
再エネ発電促進賦課金	515円

燃料費調整単価(税込) -3円50銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価(税込) 2円98銭/kWh

翌月(7月分)のご案内

検針日 7月20日 ご使用期間 6月18日 ~ 7月19日
燃料費調整単価(税込) -3円56銭/kWh

電気料金領収証(口座振替払用)

東堂陽一事務所 東堂陽一様

下記金額を口座振替により領収させていただきました。
令和2年5月分(ご使用期間 4月20日~ 5月20日)

お客様番号	日程	16
領収金額	ご使用量	
5,335円	195 kWh	
(うち消費税等相当額) 485円		

振替年月日 令和2年 6月 3日

* 口座番号の表示を希望されるお客様は、担当営業所まで
ご連絡ください。

印紙税申告納付つき名古屋東税務署承認済

中部電力ミライズ株式会社

作成地: 名古屋市東区東新町

※ 本状により集金することはありません。

整理番号

3-6-6-17

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費			事務費・事務所費・人件費
内 容	中日新聞購読			
年 月 日	令和2年7月3日~		年 月 日	金 額
				4,037円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和2年6月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

		普通預金(兼お借入明細) *差引残高の金額頭部にー(マイナス印) がある場合はお借入残高を表わします。 1		
年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 2- 6-30				
2 D 2- 6-30				
3 D 2- 6-30				
4 D 2- 6-30				
5 D 2- 6-30				
6 D 2- 6-30				
7 D 2- 7- 1				
8 D 2- 7- 1				
9 D 2- 7- 2				
10 D 2- 7- 3 新聞代		4,037	ユ)マツモトシンフヤン	
11 D 2- 7- 3				
12				

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,037円	/	100% 4,037円

* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

3-6-6-18

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
--------	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話料		
年 月 日	令和2年7月10日～令和 年 月 日	金 额	2,079円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和2年6月請求分電話料
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

$$(2,700+9+4,800+50+2) \times 1.10 = 8,317$$

普通預金(兼お借入明細)

カードのある場合は
お借入残高を表れます

1

年月日 記号 お支払金額 お預り金額 差引残高 店番号

1	02-06-11				
2	02-06-10	200			
3	02-06-15	200			
4	02-06-22	200			
5	02-06-22	200			
6	02-06-25	900			
7	02-06-26	200			
8	02-06-29	200			
9	02-06-30	200			
10	02-07-01	200			
11	02-07-10	200			
12	02-07-10	200	21,422	シス"LCカード"J	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
			%
政務活動、後援会活動、私用で使用のため	8,317円	1/4	2,079円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

納郵便
B
3-0225

長掛川市家代 76-6



陽一様

6995K0915888#
00601223888900100

概要

親展

ご利用代金明細書

リース&カード株式会社

0941 静岡県静岡市清水区富士見町2-1

東海財務局長 (8)第00140号

・合わせ 9:00AM~5:00PM》一部携帯電話不可

・額のご案内 (24時間自動音声) 0120-592-196

・合わせ (土・日・祝休) 054-355-3100

からゆっくりとはがしてください。(裏面の①からはがしてください。)

株式会社 ジューシーピー 〒689-1111 鳥取県鳥取市若葉台北6-1-1 JCB鳥取リユーションセンター

ご利用ありがとうございます。ご利用明細を案内しますのでご確認ください。*お支払いは毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定のお支払い口座より自動振替となります。ご入金は前日(金融機関営業日)までにお願いします。口座未設定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。

2020年 6月25日

カード名	支店名
[REDACTED]	[REDACTED]
今回のお支払日	今回のお支払金額合計
2020年 7月10日 (金)	21, 422 円

2020年 6月15日 現在

PONTAポイント	
当月獲得ポイント	当月ボーナスポイント
107	0

Pontaポイントについて
ポイントの照会およびポイントの交換は、下のPonta公式サイトからログインしてください。
<http://www.ponta.jp>

利用日	利用先など	利用金額(円)	支払区分	今回回数	お支払金額(円)	摘要
3542-323	【ショッピング取組(国内)】		東堂 陽一様			
2020.5.31	ドコモご利用料金 6月分	21422	1回	1	21422	
	◆お支払小計				21422	
	◆◆今回のお支払金額総合計				21422	

●支払区分:1回=ショッピング1回払い、2回=ショッピング2回払い、ボ1=ボーナス1回払い、リボ=ショッピングリボ払い、3~24=ショッピング分割払いの回数、S1=ショッピングスキップ払い、C1=キャッシュリボ払い、C2=キャッシュ1回払い、C3=海外キャッシュ1回払い ●今回回数:何回目のお支払いかを表示 ●法人カードの下4桁は「1***」と表示され、実際のカード番号とは異なります

①

3-6-6-18

お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 6月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】			[本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。]
◇基本使用料等(計)	12,300	基本使用料	合算
27	27	X i・SMS通信料	合算
	432	国内通話料(ドコモ光電話)	合算
	-16	繰越適用額(ドコモ光電話)	合算
	-416	当月料金適用額(ドコモ光電話)	合算
◇パケット定額料等(計)	5,300		合算
	6,500	パケット定額料(シェア)	合算
	-800	パケット定額料(ドコモ光セット割)	合算
	900	パケット定額料(シェアずっとドコモ割)	合算
	500	シェアオプション定額料	合算
	-30	パック定額通信料	合算
◇その他ご利用料金等(計)	1,848		合算
	3,290	付加機能使用料等	合算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合算
	50	請求書発行手数料	合算
	-1,500	各種割引適用額	合算
	-8	ユニバーサルサービス料	合算
◇消費税等相当額(計)	1,947	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
○合計	21,422	合計	(3回線請求分)
<電話番号毎の請求内訳>			
		ご利用期間(5/1~5/31)	
◇基本使用料等(計)	2,700		合算
9	2,700	カケホーダイプラン(スマホ/タブ) iPhone	合算
◇通話料・通信料(計)	9	X i・SMS通信料	合算
4,800	6,500	ベーシックシェアパック定額料	合算
	800	ドコモ光セット割	合算
	-900	ずっとドコモ割プラス(料金割引)	合算
	0	(参考) 当月ご利用データ量(シェアグループ合計) 4.3G(通信速度制限含む)	合算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 3.9G(通信速度制限含む)	合算
◇その他ご利用料金等(計)	1,322		合算
	300	s pモード利用料	合算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	750	ケータイ補償iPhone&iPad 750	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	-380	あんしんパックモバイル割引	合算
	50	ケータイお探しサービス利用料	合算
	-50	ケータイお探しサービス割引料	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料(Spモード)	合算
	-300	キャンペーン割引料(ドコモWi-Fi)	合算

NTTドコモからのお知らせ

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。

【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから
「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。

●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西
の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信
事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス
制度の趣旨に基づき、を負担をお願いしている料金です。

3-6-6-18

4T1E1B 00217788

(3/4 ページ)

お客様電話番号等
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2020年 6月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	50	請求書発行手数料 ユニバーサルサービス料／基本	6月請求分 1番号あたり2円のご請求となります
◇消費税等相当額(計)	883	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	9,714	合計 <NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、5月末で 23年7か月となりました。 ○カケホーダイ／ライトプランご契約期間は5月末で 3か月となりました。 ○ポイントのお知らせ 5月ご利用分に対する獲得ポイントは、 80です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 8,831円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ 5月末のステージは、 プラチナステージです。 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。 ○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。 (2020年5月31日現在)	合算
◇基本使用料等(計)	2,700	カケホーダイプラン(スマホノダブ) iPhone	合算
◇通話料・通信料(計)	18	X-L・SMS通信料 5月ご利用分	合算
◇パケット定額料等(計)	500	X-L シェアオプション定額料 (参考) 当月ご利用データ量 0.4G (通信速度制限なし)	合算 合算
◇その他ご利用料金等(計)	-228	s p モード利用料 あんしんセキュリティ利用料 ケータイ補償iPhone & iPad 750 あんしん通傷サポート利用料 あんしんパックモバイル割引 ケータイお探しサービス利用料 ケータイお探しサービス割引料 ドコモWi-Fi利用料(s pモード) キャンペーン割引料(ドコモWi-Fi)	合算 合算 合算 合算 合算 合算 合算 合算 合算 合算 合算 合算 合算 合算
◇消費税等相当額(計)	299	docomo Wi-Fi適用額 ユニバーサルサービス料／基本 消費税等相当額(合計)	1番号あたり2円のご請求となります 合算表示の料金合計×10%
◇合計	3,289	合計 <NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、5月末で 17年5か月となりました。 ○カケホーダイ／ライトプランご契約期間は5月末で 9か月となりました。 ○ポイントのお知らせ 5月ご利用分に対する獲得ポイントは、 20です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 2,990円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ 5月末のステージは、 プラチナステージです。	合算

整理番号

3-6-6-19

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等副費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話料		
年 月 日	令和2年7月10日～令和 年 月 日	金 额	3,962円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和2年6月請求分電話料
政務活動・県政との関連性	

《領収書貼付枠》

(6,900+200+100+2+2) × 1.10=7,924

普通預金(兼お借入明細)

マークのある場合は
お借入残高を表しています

1

年月日	記号	お支払金額	お預り金額	差引残高	店番号
1 02-06-11					
2 02-06-10	200				
3 02-06-15	200				
4 02-06-22	200				
5 02-06-22	200				
6 02-06-25	900				
7 02-06-26	200				
8 02-06-29	200				
9 02-06-30	200				
10 02-07-01	200				
11 02-07-10	200				
12 02-07-10	200	21,422	シス"LCカート"J		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	7,924円	1/2	3,962円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



3-0225

長掛川市家代 76-6



重要

親属

陽一様

[REDACTED]

6995K0915888#
00601223888900100

ご利用代金明細書

リース&カード株式会社

0941 静岡県静岡市清水区富士見町2-1

東海財務局長 (8) 第00140号

・合わせ 9:00AM~5:00PM 一部携帯電話不可

額のご案内 (24時間自動音声) 0120-592-196

合わせ (土・日・祝休) 054-355-3100

からゆっくりとはがしてください。(裏面の①からはがしてください。)

①

株式会社 ジューシーピー 〒689-1111 鳥取県鳥取市若菜台北6-1-1 JCB鳥取ソリューションセンター

ご利用ありがとうございます。ご利用明細を案内しますのでご確認ください。*お支払いは毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定のお支払い口座より自動振替となります。ご入金は前日(金融機関営業日)までにお願いします。口座未設定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。

2020年 6月25日

カード名稱	[REDACTED]	金 融 機 関 名	[REDACTED]
カード番号(一部非表示)	[REDACTED]	支 店 名	[REDACTED]
今回のお支払日	今回のお支払金額合計	口座番号(一部非表示)	[REDACTED]
2020年 7月10日 (金)	21,422 円	回 所 在 地	トウトウ ヨウイチ

2020年 6月15日 現在

PONTAポイント

当月獲得ポイント	当月ボーナスポイント
107	0

Pontaポイントについて

ポイントの照会およびポイントの交換は、下のPonta公式サイトからログインしてください。

<http://www.ponta.jp>

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額(円)	支払区分	合回数	お支払金額(円)	摘要
3542-323 2020.5.31	《ショッピング取組(国内)》 ドコモご利用料金 6月分	21422	東堂 陽一様	1回	21422	
	◆お支払小計				21422	
	◆◆今回のお支払金額総合計				21422	

●支払区分:1回=ショッピング 1回払い、2回=ショッピング 2回払い、ボ1=ボーナス1回払い、リボ=ショッピングリボ払い、3~24=ショッピング 分割払いの回数、S1=ショッピングスキップ払い、CI=キャッシングリボ払い、C1=キャッシング1回払い、海C=海外キャッシング1回払い ●今回回数:何回目のお支払いかを表示 ●法人カードの下4桁は「1***」と表示され、実際のカード番号とは異なります

3-6-6-19

お客様電話番号等
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2020年 6月ご請求分

ご請求内訳

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	[本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。]	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】			詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料等(計)	12,300	基本使用料		合算
◇通話料・通信料(計)	27	X i · SMS通信料		合算
	432	国内通話料(ドコモ光電話)		合算
	-16	繰越適用額(ドコモ光電話)		合算
	416	当月無料通話適用額(ドコモ光電話)		合算
◇パケット定額料等(計)				
◇パケット定額料(シエア)	6,500	パケット定額料(シエア)		合算
	-800	パケット定額料(ドコモ光セット割)		合算
	-900	パケット定額料(シエアずっとドコモ割)		合算
	500	シェアオプション定額料		合算
	-100	パック定額通信料		合算
◇その他ご利用料金等(計)	1,848	付加機能使用料等		合算
	3,290	ドコモWi-Fi利用料		合算
	500	請求書発行手数料		合算
	-1,500	各種割引適用額		合算
	-80	ヨーロッパ・サルバビス料		合算
◇消費税等相当額(計)	1,947	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計	21,422	合計	(3回線請求分)	
◇電話番号毎の請求内訳>		ご利用期間(5/1~5/31)		
◇基本使用料等(計)	2,700	カケホーダイプラン(スマホ/タブ) iPhone		合算
◇通話料・通信料(計)	9	X i · SMS通信料	5月ご利用分	合算
◇パケット定額料等(計)	4,800	ベーシックシェアパック定額料	ステップ1: ~5GB	合算
	800	ドコモモバイル割	光契約ID: [REDACTED]	合算
	-900	ずっとドコモ割プラス(料金割引)		合算
	0	(参考) 当月ご利用データ量(シェアグループ合計)	4.3G(通信速度制限なし)	合算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	3.9G(通信速度制限あり)	合算
◇その他ご利用料金等(計)	1,322	s p モード利用料		合算
	200	あんしんナビゲーション利用料		合算
	750	ケータイ補償iPhone&iPad 750		合算
	400	あんしん通話サポート利用料		合算
	-380	あんしんパックモバイル割引		合算
	-50	ケータイお探しサービス利用料		合算
	300	ドコモWi-Fi利用料(SIMカード)		合算
	-300	キャンペーン割引料(ドコモWi-Fi)		合算

NTTドコモからのお知らせ

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。

【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから
「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。

●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西
の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信
事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス
制度の趣旨に基づき、其負担をお願いしている料金です。

4 / 4 ページ)

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2020年 6月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号